

2. 妊産婦ケアセンター（仮称）について

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切な支援を行うことが重要な課題となっている。

このため、平成21年度予算案において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を補助することとしている。（関連資料3（362頁））

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、利用者の居室、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室などの設備を設けるものとしている。詳細については、「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に盛り込むこととしているので、各都道府県においては、本事業の実施について積極的な検討をお願いします。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料32）

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象とすることとしているので、併せて積極的な検討をお願いします。

3. 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。

本事業においては、